Ⅱ学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づいて教育を実施し、保健師助産師看護師法の趣旨に則り、専門的知識・技術を教授するとともに、健全で調和のとれた人間教育を行い、 有能な看護実践者として、広く社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は(専)京都中央看護保健大学校(以下「大学校」という)という。

(位 置)

第 3 条 大学校の位置を京都市南区東九条松田町138番地の1に置く。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員、在籍期間、学年、学期及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 大学校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学 科 名	修業年限	入学定員	1 学年学級数	総定員
看護・保健専門課程	看護保健学科	4年	40名	1	160名
	看護学科	4年	40名	1	160名

(在籍期間)

第 5 条 学生は8年を超えて(休学を含む)在籍することはできない。

(学年及び学期)

- 第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
 - 2. 学年をわけて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

- 第7条 大学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する休日
 - (4) 夏期休業日 7月から9月までの間の4週間
 - (5) 冬期休業日 12月25日から翌年の1月7日まで
 - (6) 春期休業日 3月20日から4月7日まで
 - (7) 開校記念日 2月8日

ただし、学校長が休業日の変更が必要と認めた場合は、この限りでない。

第 3 章 教育課程及び授業時間

(教育課程及び授業時間)

- 第8条 大学校の教育内容、授業科目及び単位数は、看護保健学科にあってはⅣ履修に関する 事項別表1、看護学科にあっては別表2のとおりとする。
 - 2. 1単位の授業時間は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習(臨地実習を含む)及び実技については30時間から45時間とする。

(始業及び終業)

第 9 条 大学校の始業及び終業の時刻は、午前 9 時 2 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、臨地実習においては午前 8 時から午後 5 時までの範囲とする。

第 4 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第10条 大学校に次の職員を置く。
 - (1) 学校長 1名
 - (2) 副学校長 1名
 - (3) 学科長 2名
 - (4) 実習調整者 2名
 - (5) 専任教員 20 名以上
 - (6) 実習指導教員 若干名
 - (7) 講師 30 名以上
 - (8) 事務局長 1名
 - (9) 事務部長 1名
 - (10) 事務職員 若干名 (図書司書を含む)
 - (11) 校医 1名

なお、必要に応じて、副学科長、事務次長及びカウンセラーを置くことができる。

- 2. 学校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3. 副学校長は学校長を補佐し、学校長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の設置)

- 第11条 大学校の運営に関し、次の会議を設ける。
 - (1) 学校運営会議
 - (2) 学内管理者会議
 - (3) 学科会議
 - (4) 実習指導者会議
 - (5) 講師会
 - (6) 学校自己評価委員会
 - (7) 学校関係者評価委員会
 - 2. 前項の会議に際し、必要な事項は別に定める。

第 5 章 入学、転学・転入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学資格)

- 第12条 大学校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者も含む)
 - (8) その他、大学校による個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第13条 大学校の入学時期は毎年4月とする。

(入学の志願)

第14条 大学校への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第30条の入学検定 料および別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第16条 前条の入学者の選考により、合格通知を受けた者は所定の期日までに、保証人2名を 定めた誓約書、その他必要な書類を提出するとともに、第30条の入学金等を納入しな ければならない。
 - 2. 前項に規定する保証人はいずれも成年で独立して生計を営む者でありかつ、1名は学生の 親権者又は後見人でなければならない。
 - 3. 学校長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可することができる。

(転学・転入学)

- 第17条 看護保健学科にあっては、他の統合カリキュラム実施校へ転学を希望するものは、その理由を明記し、転学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。
 - 2. 他の統合カリキュラム実施校から、大学校に転入学を志願する者があるときは、学校長は 欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次の当初に転入学を許可することができる。
 - 3. 看護学科にあっては、他の3年課程実施校へ転学を希望するものは、その理由を明記し、転 学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。
 - 4. 他の3年課程実施校から、大学校に転入学を志願する者があるときは、学校長は欠員があ

る場合に限り、選考のうえ、相当年次の当初に転入学を許可することができる。

(休学及び期間)

- 第18条 学生は次の場合、休学願を提出し、学校長の許可を得て休学することができる。
 - (1) 病気のため、引続き3月以上就学できない場合
 - (2) その他、特別の理由がある場合
 - 2. 休学期間は引続き1年を越えることはできない。ただし、特別の理由がある場合で学校長が相当と認めた場合はこの限りでない。
 - 3. 休学期間は在籍期間に含むものとする

(復 学)

第19条 前条に該当する者が復学しようとする場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

(自主退学)

第20条 学生が退学しようとするときは、その理由を明記した退学願を提出し、学校長の許可 を得なければならない。

(除籍)

- 第21条 学校長は以下の理由により、別段の会議を経て除籍することができる。
 - (1) 第5条に規定する年数を在学しても卒業できない者
 - (2) 第18条2項に規定する休学期間に達しても復学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促をうけても納入しない者
 - (4) 長期にわたり行方不明の者
 - (5) 死亡した者

第 6 章 成績評価及び単位の認定

(成績評価)

- 第22条 看護保健学科にあっては別表1、看護学科にあっては別表2に定める各授業科目について、所定時間数の3分の2以上の出席をもって、成績評価を受けることができる。
 - 2. 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種の評語でもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
 - 3. 前項に定める他、特別の必要がある場合は、その他の評語でもって成績を表すことができる。

(単位の認定)

- 第23条 学校長は前条の成績評価をもとに、その授業科目の単位を認定する。
 - 2. 大学・短期大学・高等専門学校および別に定める資格にかかる養成所において単位を修得した者の単位認定については、入学時に、本人の申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、大学校の教育内容に相当すると学校長が認めた場合は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、大学校の履修に替え、単位認定を受けることができる。

(科目の指定先修条件)

第24条 実習単位履修にあたっては、別に定める指定先修科目の単位を修得していなければな らない。

第7章 卒 業

(卒業の認定)

- 第25条 学校長は別段の会議を招集し、第4条に定める期間在籍した者について、単位の認定 及び出席すべき日数の3分の2以上、出席していることを確認し、卒業を認定すること ができる。
 - 2. 学校長は、看護保健学科にあっては、別表1に定める128単位以上を修得した者、看護学科にあっては別表2に定める124単位以上を修得した者に卒業を認める。

(卒業証書の授与と称号の付与)

第26条 卒業を認定した者に対し、高度専門士の称号を付与するとともに、看護保健学科にあっては第1号様式、看護学科にあっては第2号様式による卒業証書を授与する。

(資格取得)

- 第27条 卒業した者は次の資格が取得できる。
 - (1) 看護保健学科 一. 看護師国家試験受験資格
 - 二. 保健師国家試験受験資格
 - (2) 看護学科 一. 看護師国家試験受験資格

第 8 章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第28条 学校長は学業成績が優秀で学生として他の模範となる者を表彰することができる。

(懲 戒)

第29条 学校長は学生が素行不良で改悛の見込みがないと認めた場合、又は大学校の秩序を乱し、学生としてふさわしくない行為があった場合は、別段の会議を招集し、戒告、停学、退学等の措置をとることができる。

第 9 章 授 業 料 等

(授業料等)

- 第30条 入学検定料、入学金、授業料及、運営協力金は次のとおりとする。
 - (1) 入学検定料は1回につき20,000円とする。ただし、1回の検定で看護保健学科、看護学科を併願する場合は30,000円とする。
 - (2) 入学金は 200.000 円とする。
 - (3) 授業料は看護保健学科を年額656,000円、看護学科を年額492,000円とする。
 - (4) 運営協力金は700,000円(入学時のみ)とする。
- 2. 徴収方法については別に定める。

(授業料の返還)

第31条 既納の授業料は、やむを得ない特別の理由がある場合は返還することができる。

第 1 0 章 雑 則

(健康管理)

第32条 学生は学校長が別に定めるところにより健康診断を受けなければならない。

(細 則)

第33条 この学則の施行に必要な細則は、学校長が別に定める。

(附 則)

- ・この学則は昭和58年4月1日から施行する。
- ・この学則は昭和62年11月6日から施行する。(開校記念日、入学検定料)

ただし、第7条の開校記念日及び第9条の終業の時刻の変更については昭和63年4月1日から適用する。

- ・この学則は平成元年4月1日から施行する。(授業料の変更)
- ・この学則は平成2年4月1日から施行する。(教育課程の変更)
- ・この学則は平成4年4月1日から施行する。(入学金の変更)
- ・この学則は平成7年2月14日から施行する。(専門士の称号)
- ・この学則は平成8年3月21日から施行する。(休業日の変更)
- ・1 この学則は平成8年11月8日から施行する。(教育課程の変更)
 - 2 第8条は平成9年度入学生から適用する。
- ・この学則は平成9年4月1日から施行する。(授業時間、始業就業時間、授業料の変更)
- ・この学則は平成12年5月26日から施行する。(副校長の任命)
- ・この学則は平成13年4月1日から施行する。(事務部長の任命)
- ・この学則は平成17年4月1日から施行する。(教育課程の変更)
- ・この学則は平成19年4月1日から施行する。(統合カリキュラムの実施)
- ・この学則は平成21年4月1日から施行する。(教育課程の変更、3年課程の廃止)
- 尚、平成20年度以前の入学生については、第24条第2項における卒業認定単位数は119単位とする。
- ・この学則は平成24年4月1日から施行する。(教育課程の変更)
- 尚、平成23年度以前の入学生については、第24条第2項における卒業認定単位数は122単位とする。
- ・この学則は平成25年4月1日から施行する(看護学科の併設)
- 尚、平成24年度以前の入学生については、第24条第2項における卒業認定単位数は123単位とする。
- ・この学則は平成28年4月1日から施行する(休業日の変更・副学科長の任命・教務部長廃止・ 入学検定料の変更)
- ・1 この学則は令和2年4月1日から施行する(外部者学校評価委員会の設置、自主退学と除籍 の区分、授業料の変更)
 - 2 第30条第1項第3号(授業料)は、令和2年度学生から適用することとし、令和元年度以前 に入学した学生の授業料は、看護保健学科を年額624,000円、看護学科を年額468,000円とする。
- ・この学則は、令和4年4月1日から施行する。(教育課程の変更・臨地実習時間数の変更評語の変更)
- ・令和3年度以前の入学生については、第25条第2項における卒業認定単位数は、124単位とする。

細則

(細 則)

第 1 条 この細則は(専)京都中央看護保健大学校(以下「大学校」という)学則第 33 条の規 定に基づき学則に必要な事項を定め適切な管理運営を行うことを目的とする。

(教職員組織・会議の設置)

第 2 条 学則第 10 条に定める教職員組織にかかわる教務部の役割分担、および会議の設置と運営に関する要領を別に定める。

(入 学 願)

第3条 学則第14条に定めるもののほか、別に定める入学試験規程に掲げる書類とする。

(入学試験・入学手続き・入学許可)

第 4 条 学則第 15 条、第 16 条に基づく入学試験、入学手続き、入学許可に関する事項は別に定める入学試験規程によるものとする。

なお、誓約書における保証人は、当該学生の在学中の一切のことについて連帯責任を負う者とする。また、学生は、当該保証人が学則第16条第2項に規定する資格を失った場合は、新たに保証人を定めた誓約書を学校長に提出しなければならない。

(転 入 学)

- 第 5 条 学則第 17 条に定める大学校への転入学を希望する者は、転入学願書に次の書類を添付 し願い出るものとする。
 - (1) 出身校の学科進度を証明するもの
 - (2) 出身校の成績証明書、調査書

(休 学)

第6条 学則第18条に定める休学の許可を受けようとする者は、病気にあっては医師の診断書、 その他の理由によるときは学校長の指定する証明書を添付した休学願を提出しなければ ならない。

(復 学)

第7条 学則第19条に定める休学している者が復学しようとするときは、復学願に病気の場合 にあっては医師の診断書、その他の理由にあってはその理由を添付して願い出るものとす る。

(自主退学)

第8条 学則第20条に定める自主退学しようとする者は、保証人連署のうえ、退学願を提出し 学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 9 条 (削 除)

(成績評価・単位認定・科目の指定先修条件)

第10条 学則第22条、第23条、第24条に基づく成績評価、単位認定、科目の指定先修条件については別に定める履修要領によるものとする。

(卒業の認定)

第11条 学則第25条に基づき、学校長は別に定める卒業認定会議を招集し、卒業を認定することができる。

(表 彰)

- 第12条 学則第28条に定める表彰は管理者会議を経て学校長が決定する。
 - (1) 優秀賞 学業成績が優秀な者
 - (2) 努力賞 学業成績、出席状況、学生会活動、大学校生活での貢献度などを総合的に判断し、 他の範となると学校長が認めた者

(懲 戒)

- 第13条 学則第29条に定める懲戒は、別途定める懲戒規程に基づき、管理者会議を経て学校長 は学生を処分することができる。
 - 2. 懲戒にあたり、学生に弁明の機会を与える。

(授業料等)

- 第14条 学則第30条に定める授業料等の納入は次のとおりとする。
- (1) 入学検定料は入学願書提出時に納入すること。
- (2) 入学金、運営協力金は大学校が指定した日時までに納入すること。
- (3) 授業料は授業年度開始前の3月中に納入すること。ただし、年間の授業料を二分割し、前期分(4月から9月までの分)を3月中に、後期分(10月から翌年3月までの分)を9月中に納入することができる。
- (4) 授業料を延納するときは、事前に、その理由を明記した授業料徴収延納願を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- (5) 休学を許可された者の休学中の授業料はその一部または全額を免除することがある。
- (6) 転学、退学した場合の授業料はその納期に属する当該月分を徴収するものとする。

(健康管理)

第15条 学則第32条に定める学生の健康管理については別に定める。

(附 則)

この細則は令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この細則は令和2年11月1日から施行する。